

国保保険証をお持ちの方へ  
はり・きゆうつ券  
助成のご案内



●ほけん課 国保・年金係  
☎22・3145

**阿**

蘇市国民健康保険被保険者証をお持ちの方（※年齢15歳以上）は年間20枚（4月から3月までの間、1回の申請で10枚）のあん摩マッサージ指圧・はり・きゆう施設利用者証の交付が受けられます。

1回の施術で1枚提出していただくと1000円の助成が受けられます。必要な方は、市役所又は各支所にて申請してください。

※国保資格喪失後（75歳到達・他保険加入、転出など）の施術については使用できません。

※保険税の滞納がある場合は交付枚数を制限させていただく場合があります。

※施設利用者証は本人以外利用できません。（家族であっても譲渡することはできません）

※1回の施術につき1枚のみ利用できます。

※指定施術所については、お問い合わせ下さい。

●申請に必要なもの 保険証・印鑑

フッ素塗布券の利用と8020健診

●一の宮保健センター ☎22・5088



お子さんのむし歯予防に  
フッ素塗布券を  
ご利用ください

●対象者 満1歳から年度末4歳到達の子ども

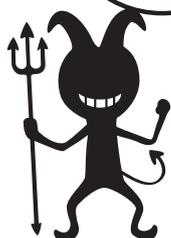
●料金 100円

●持参物 すでにお送りしましたフッ素塗布券（複写のもの）、フッ素塗布カード（ピンク色）、母子手帳

※今年度、新たに1歳児になるお子さんには、『もうすぐ1歳児健診』にて配布しています。

※阿蘇市に転入された方でフッ素塗布券を受領していない方は、一の宮保健センターまでご連絡ください。

フッ素塗布で強い歯を!



8020運動とは？

「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができます。（引用：日本歯科医師会 HP）

8020健診を  
受診しましょう

●対象者 満80歳以上で自分の歯が20本以上ある人

●料金 無料

●健診期間 5月19日（土）～5月30日（金）まで（土日は除く）

※8020達成者には、阿蘇市歯科医師会から賞状及び記念品、阿蘇市から8020認定証をお贈りします。たくさんの受診をお待ちしています。

●フッ素塗布・8020健診実施医療機関一覧

(※) フッ素塗布のみ。

医療機関名（電話番号）		医療機関名（電話番号）	
田代歯科医院	☎34-1771	宇治歯科医院	☎22-0214
市原歯科クリニック	☎32-3828	そのだ歯科医院	☎32-1418
武藤歯科医院	☎32-0027	たかもり歯科医院（※）	☎22-5588
安光歯科医院	☎34-0603	阿蘇温泉病院	☎32-0881
佐藤歯科クリニック	☎22-5131	波野診療所	☎24-2203

身近な道路・河川を皆さんの手で美しく！  
「道路河川環境美化コンクール」

建設課管理係 ☎ 22・3187



**市**では、道路・河川の環境美化や住民の憩いの場づくりを推進しており、その一環としてコンクールを実施します。日頃から美化活動を行われている団体の皆さんは、ぜひご参加ください。

- **実施対象** 地域生活に密着したすべての道路・河川・水路（延長20㍍または面積50平方㍍以上）
  - **実施内容** 花などの植栽による環境美化活動等
  - **参加資格** ボランティアによる各種団体（任意の団体でも参加できます。）
  - **参加締切** 6月6日 午後5時まで
  - **審査** 7月から9月上旬にかけて管理状況・見栄えなどの審査を行います。
  - **表彰**
    - ▶ 最優秀賞（1点） 賞金 **50,000**円
    - ▶ 優秀賞（2点） 賞金 **20,000**円
    - ▶ 佳作（5点） 賞金 **10,000**円
- ※入賞者には、直接通知するとともに「広報あそ」で紹介します。
- **その他** 事故などの責任及び参加に関する全ての費用は、参加者の負担とします。また、花などの種子・苗代については、一部助成があります。

申し込み、お問い合わせは建設課管理係まで

● 阿蘇市人権擁護委員

氏名	行政区
鎌倉 善光	狩尾3区
佐藤 和夫	西 町
佐伯 省五	山 田
家入 絹代	内牧2区
和田 七男	北 2 区
池部 眞智子	西 2 区
坂梨 征子	桜 町
園田 みよ	西 下 原
岩瀬 國興	横 堀

**6**月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。  
6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。開設するなど、一層の人権尊重思想の啓発に努めることとしていきます。

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を

市長からの推薦により、法務大臣から委嘱を受けた阿蘇市人権擁護委員は左記の方々です。

人権擁護委員の日をご存知ですか

人権啓発課 ☎ 22・3206



知って  
納得!



# マイナンバー

社会保障・税番号制度

## 個人情報とスケジュール

いよいよ準備段階に入る社会保障・税番号制度（マイナンバー）。先月の「広報あそ」では、おおまかな内容をお伝えしました。今月号では、個人情報の取り扱いとこれからのスケジュールについてお伝えします。

個人情報管理のイメージ



※日本年金機構が地方税情報の提供を求めた場合の例

### 個人情報は一元管理されません

この制度で、皆さんが一番心配しているのは「個人情報の取り扱い」ではないでしょうか。この制度の大きな特徴は、「個人番号を付番し、複数の機関との間で情報連携を容易にできるようにするもの」であり、新たに個人情報を取得して、特定の機関が集約し一元管理するものではありません。従来どおり、個人情報は各行政機関などが保有し、個人情報が必要になったときのみ、法律

に基づき情報の照会・提供を行う「分散管理」の方法がとられます。（左イメージ参照）また、希望者に発行する「個人番号カード」には、税情報や年金給付情報など、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。個人情報の適正な取り扱いを確保するために、国は有識者などで組織する「特定個人情報保護委員会」を設置し、法令違反に対する勧告や指導、助言などを行っています。

### 導入スケジュール

H26	(政省令などの整備、システムの改修)	<p>※1 全国民に、個人番号（マイナンバー）が記載された『通知カード』が郵送されます。</p> <p>※2 個人を証明する「個人番号カード」発行には、窓口での手続きが必要です。</p> <p>※3 個人情報の提供履歴や行政からのお知らせを表示できる情報提供等記録開示システムのことです。</p>
H27	H27.10～ マイナンバーの付番・市民への通知（※1） 個人番号カード発行受付開始（※2）	
H28	H28.1～ マイナンバーの利用開始	
H29	H29.1～ マイ・ポータル <sup>※3</sup> の運用開始	

NEXT >> 次号は「個人番号カード」についてお知らせします。